

介護職員等

先着
15事業所

処遇改善加算

(新規算定・ランクアップ)

無料個別相談のご案内

専門家派遣型（オンライン可）

お気軽にご相談ください！

- ・社会保険労務士等の専門家が、相談者のご都合に合わせ訪問します。
- ・オンライン相談にも対応します。
- ・制度解説や手続き方法等、幅広くアドバイスいたします。

対象事業所（現在の加算区分）	相談回数	相談期間	費用
処遇改善加算を未算定、 または 加算(Ⅱ)以下の事業所	原則 2 回まで	令和7年7月～ 令和8年2月20日	無 料

相談内容の例

- ◆ 新しい「職場環境等要件」への対応について
- ◆ 算定要件を満たすには？
- ◆ 昇給の仕組みの設定方法について
- ◆ 就業規則・賃金規定を整備について
- ◆ キャリアパスの作り方について
- ◆ 職員への配分方法について
- ◆ 計画書・報告書の作り方について 他

〈キャリアパス要件〉

新加算の区分	対応する4要素				対応する旧3加算
新加算Ⅰ	A	B	C	D	特定加算Ⅰ＋処遇加算Ⅰ＋ベア加算
新加算Ⅱ	A	B	C		特定加算Ⅱ＋処遇加算Ⅰ＋ベア加算
新加算Ⅲ	A	B			処遇加算Ⅰ＋ベア加算
新加算Ⅳ	A				処遇加算Ⅱ＋ベア加算

A ベースアップ等

B 昇給の仕組み

C 賃金改善等要件
職場環境等要件

D 介護福祉士等の確保

- Ⅰ 職位・職責・職務内容等に応じた任用要件と賃金体系を整備すること
- Ⅱ 資質向上のための計画を策定して研修の実施または一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
- Ⅲ 経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組みまたは一定の基準に基づき定期的に昇給を判定する仕組みを設けること
- Ⅳ 経験・技能のある介護職員のうち1人以上は、賃金改善後の賃金の見込み額が年額440万円以上であること
- Ⅴ サービス類型ごとに一定以上の介護福祉士等を配置していること

申し込み方法

裏面の申込書をご記載のうえ、FAXまたはメールでお申込みください。
Mail : Kagawa@kaigo-center.or.jp

【お問合せ・お申込】公益財団法人 介護労働安定センター 香川支部

〒760-0023 高松市寿町1丁目3番2号 日進高松ビル6階

TEL 087-826-3907 FAX 087-826-3908 【担当：桑原・田村・伊賀】

FAX 087-826-3908

(公財)介護労働安定センター 香川支部

個別相談支援 申込書(無料)

「介護職員等処遇改善加算」 現在の加算区分 ※該当に○		Ⅱ ・ Ⅲ ・ Ⅳ ・ 未算定 ・ その他	
法人・事業所	事業の開始 年 月		
代表者名			
所在地	〒		
電話番号		FAX番号	
メールアドレス	@		
相談者氏名		役 職	

▼具体的な相談内容(該当する番号に○・複数可)

1. 職場環境等要件の内容	⑩その他 (ご自由に記入ください)
2. 計画書様式の記載方法及び留意点について	
3. 算定要件を満たす方法	
4. キャリアパスの策定	
5. 昇給の仕組みと昇給の要件の設定方法	
6. 加算金の配分方法について	
7. 就業規則・賃金規程の改定	
8. 保管すべき書類と議事録について	
9. 報告書様式の記載方法及び留意点について	

▼相談希望日

第1希望	令和 年 月 日 ()	時 分～	時 分
第2希望	令和 年 月 日 ()	時 分～	時 分

▼相談方法 (希望に○)

1 対面 (講師派遣型)

2 オンライン